

助成申請の
公募

- ・ 4月～5月
 - ・ 社協だよりや各戸配布のチラシ等で周知
 - ・ 期間内に各団体から申請書他添付書類を提出してもらう 【様式1～3】

助成決定

- ・ 5月中旬
 - ・ 審査委員会にて認定審査会を開き助成の可否を決定
 - ・ 各申請団体へ助成金交付認定審査結果通知書を通知 【様式4】

請求書
受理

- ・ 5月下旬～6月初旬
 - ・ 各助成対象認定を受けた団体から請求書を提出してもらう 【様式5】

助成金交付

- ・ 6月下旬～7月
 - ・ 各団体からの請求をもとに助成金を振り込む

事業実績
報告書提出

- ・ 事業完了後～5月下旬（締切り厳守）
 - ・ 事業完了後、地域福祉活動事業実績報告書提出 【様式7】
 - ・ 事業完了から2か月以内に提出

確定通知書
送付

- ・ 次年度6月下旬
 - ・ 事業内容及び収支決算が適正であるか確認し確定通知書を送付
 - ・ 書類の保管をお願いします。 【様式8】

佐賀県共同募金会有田町支会助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐賀県共同募金会有田町支会（以下「本会」という）が、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域を良くしていこうと活動するボランティア団体や福祉団体（以下「団体」という。）を応援するため、助成金を交付して活動を支援することを目的とする。

(助成金の財源)

第2条 前条に定める助成金の財源は、前年度の実績に応じて配分される赤い羽根共同募金配分金とする。

(助成金の名称)

第3条 助成金の名称は「地域福祉活動事業助成金」とする。

(助成の基準等)

第4条 助成団体の募集は、4月から5月にかけて「社協だより」や各戸配布のチラシ等をもって行う。

2 助成対象の事業は、次の各号に挙げる事業とする。

- (1) 社会福祉協議会が行う地域福祉活動事業
- (2) 地域福祉の先駆的・開拓的の事業又は地域の公益性に貢献すると認められる事業
- (3) 地域住民の福祉向上を目的とした福祉サービスの向上、教育・研修を含めたイベント開催、機関誌の発行等に関する事業
- (4) 高齢者や障害者が、スポーツや集い、学びを通じて社会参加を促進する事業
- (5) 子育て支援や青少年の非行防止・健全育成等の促進を図る事業
- (6) 交通安全、各種募金や奉仕活動、福祉施設の訪問や清掃活動、学校のボランティア教育等、地域福祉活動思想の普及や教育・実践に関する事業
- (7) 前各号の事業活動に必要な備品等の整備事業
- (8) その他地域外の活動であっても、地域住民がその活動の恩恵を受けられる事業

3 助成金の基準は、次のとおりとする。

- (1) 交付する助成金の基準は、助成対象事業費の80%（社会福祉協議会が行う地域福祉活動事業費及び学校ボランティアの事業費は100%）とする。また、助成金申請総額が本年度予算額を上回る場合は、減額するものとする。
- (2) 他からの助成金等がある場合は、当該助成金等を控除した残額を助成対象事業費とする。
- (3) 助成申請団体の運営費や会食経費、構成員の報酬等を控除した残額を助成対象事業費とする。

4 前項に挙げる事業であっても、次の各号に該当する場合は助成の対象としない。

- (1) 助成申請団体の財政状態や他からの助成金等で、この要綱による助成を必要としないと認められる事業
- (2) 営利目的の事業や報酬を得られるとみなされる事業
- (3) 社会福祉の活動であっても、運営費への補填や構成員の互助共済が主な事業とみなされる事業

(助成金の申請)

第5条 助成金申請団体は、本会に対し、別に定める期間内に申請書（様式1）と必要な書類を添付し本会に提出しなければならない。

(審査)

第6条 本会は、前条の申請に基づき認定審査会を開き、審査委員会に諮ったうえで助成の可否を決定し申請団体に審査の結果を「地域福祉活動事業助成金交付認定審査結果通知書」(様式4)により通知する。

(助成金の交付請求)

第7条 助成対象認定を受けた団体は、本会对し、別に定める期限までに「地域福祉活動事業助成金交付請求書」(様式5)により請求する。

(助成事業の変更)

第8条 助成決定後、申請した助成対象事業についてやむを得ざる事情により変更したいときは、事前に「地域福祉活動事業(変更・中止)承認申請書」(様式6)を提出して本会の許可を得なければならない。

(事業完了報告)

第9条 助成金の交付を受けた団体は、本会对し、事業完了から2か月以内に「地域福祉活動事業実績報告書」(様式7)に支出を証明する書類等必要な書類を添付し提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第10条 本会は、前条の規定により実績報告書を受領し、当該書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成対象事業の成果が助成基準及び審査会の認定内容に適合すると認めるときは、助成金交付額を確定し、「地域福祉活動事業助成金交付額確定通知書」(様式8)を助成金交付団体に通知する。

(使途報告)

第11条 助成金の交付を受けた団体は、助成金の使途に関し住民への周知を図るよう努めなければならない。

(虚偽申請等による助成金の返還)

第12条 この要綱に反した手続きによる申請又は、不正使用等が明らかな場合は、認定審査会に付議して直ちに返還を求めるものとし、以後は助成金交付団体とはしない。

(助成金関係書類の保存)

第13条 助成金に係る関係書類の保存は、助成金の交付を受けた翌年度から5年間とする。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

【別紙】

佐賀県共同募金会有田町支会助成金制度

① 助成対象となる事業費用

地域福祉に関する独自事業【例】	考えられる事業とその費用
団体主催の研修会、講演会 (会員以外の関係者にも案内をする)	講師謝礼、案内状印刷用紙、切手代、講師交通費、会場借用料 など
高齢者、障がい児・者、児童など社会的に支援が必要な方のための事業展開	<p>独居高齢者を対象としたサロン（寄り合い所）の会場使用料、レクリエーション費用（用具購入など）</p> <p>事業開催の車借上げ料、運転手当など</p> <p>障がい者の生きがい、健康づくり（サロン、料理教室、レク、就労の勉強会、ほか）の材料購入、会場使用料、講師謝礼・交通費など。</p> <p>児童の安全のための支援活動（防犯、交通安全指導、地域の文化伝承活動など）の用具の整備、講師謝礼など。</p>
有田町を活性化（元気にする）活動	団体主催行事をひろく町民に参加を呼び掛け、豊かな心を育てる、町民を元気にする事業。会場借上げ、傷害・賠償保険料、材料調達費など。
ボランティア活動推進	ボランティア活動普及推進のための会員研修会、広報活動等の事業。講師謝礼・交通費など、会場借上料、広報紙発行費など。
防犯活動隊事業	<p>活動用物品購入費 50,000円まで</p> <p>活動用事務費（運営費） 10,000円まで</p>

② 助成対象事業には好ましくない費用

他の団体が主催する行事に参加するだけの事業	参加者の費用弁償、弁当代など
団体運営のための役員手当	役員手当、費用弁償、飲食代など
上部団体への負担金、会費負担	佐賀県〇〇会への負担金、社協会費納入など
会員のボランティア保険掛け金	ボランティア保険掛け金
会員の忘年会、新年会、懇親会	会員の懇親を目的とした飲食代

③ 実績報告の際、留意すること。

- ① 事業完了後、助成金受領額の125%以上（1.25倍以上）を支出していること。
 例えば、50,000円助成金をもらってれば、
 $50,000円 \times 1.25 = 62,500円$ 以上を使っていること。
 逆算➤【助成対象事業費（C）：62,500円×80%（0.8）＝（D）助成額：50,000円】
- ② 助成対象事業費（C）とは、他機関、団体からの補助金、助成金を差し引いた額
 事業費総額－（町県補助金、〇〇協会など）＝対象事業費×0.8＝助成金
 $90,000 - 20,000町補助 = 70,000 \times 0.8 = 56,000円助成$

■共同募金運動の参加について

当助成金は、事業所をはじめ町民の皆様による募金が財源となっています。募金の使いみちや効果をご報告するため、助成が決定した事業について広報のご協力をお願いします。

また、共同募金運動の参加（ありがとうメッセージやイベント時の事業 PR パートナーミーティングなど）のご協力も併せてお願いいたします。

■その他

決定した活動を全く実施されなかった場合は助成決定を取り消します。

また、期日までに実績報告書が提出されなかった場合も助成決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

なお、実績報告の内容を確認し、助成金の残額が生じている場合は返還いただきますのでご承知おきください。

地域福祉活動事業助成金交付申請書

様

住 所
 団体名
 代表者
 申請担当者
 電話番号

⑩

地域福祉活動事業助成金の交付を下記の通り申請します。

記

1 申請事業

事業名	申請額 円
-----	--

2 団体活動概要

3 助成金対象事業の経費配分及び財源内訳

総費用 A	他の助成金等控 除される額 B	助成対象事業費 C=A-B	左の財源内訳		
			助成申請額 D	会費又は受益者 負担金等 E	その他 F

- ※ Dの申請額は、 $(A-B) = C$ の100分の80以内であること
- ※ Bの額は、他の機関等からの助成金やAの総費用の内の飲食経費、団体構成員に支払う報酬などである

4 添付書類

- ・団体事業計画と収支予算書(別紙様式2)
- ・その他必要な関係書類

5 共同募金運動の理解

あなたの団体は共同募金運動に協力できますか？

- 協力できる
- 協力できない ()

受付印(日付)

担当：

■申請事業の概要

団体名		<input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 継続事業(助成履歴なし) <input type="checkbox"/> 継続(助成連続 年目)
事業名		
申請金額	円	

■事業計画

実施予定日		開催場所
件数・回数		主な対象者(人数)
【具体的事業内容・期待される成果など】		

■収支予算書

収入の部

項目	金額	内 訳
助成金		地域福祉活動事業助成金
自己財源		
利用者負担		
その他の収入		
合 計		

支出の部

項目	金額	積算内訳(なるべく詳細に)
合 計		

年 月 日

地域福祉活動事業助成金交付請求書

様

住 所

団体名

代表者

⑩

申請担当者

電話番号

地域福祉活動事業助成金の交付認定の通知を受けたので、下記のとおり助成金の交付を請求します。

1. 地域福祉活動事業助成金交付請求額

金額 _____ 円

2. 助成金振込先

振 込 先	フリガナ	
	銀行名	銀行 支店
	口座番号	1. 普通 2. 当座
	フリガナ	
	口座名義	

3. 添付書類

振込先通帳のコピー (金融機関名・口座番号・口座名義が分かる箇所)

年 月 日

地域福祉活動事業（変更・中止）承認申請書

様

住 所

団体名

代表者

⑩

申請担当者

電話番号

年 月 日付けの地域福祉活動事業助成金交付認定審査結果通知書で通知のあった助成事業について、下記のとおり事業を（変更・中止）したいので、ご承認いただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 （変更・中止）する理由

2 変更内容

3 添付書類

- (1) 事業内容変更計画書
- (2) 予算書
- (3) その他関係書類

年 月 日

地域福祉活動事業実績報告書

様

住 所

団体名

代表者

㊟

申請担当者

電話番号

地域福祉活動事業の助成金を受けた事業が完了したので地域福祉活動事業助成金交付要綱に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業助成金交付済額 _____ 円

2. 申請事業名

3. 事業完了日 _____ 年 月 日

4. 添付書類

(1) 事業報告書/収支報告書(決算報告書)

(2) その他必要な関係書類等

- ・活動状況の写真
- ・活動費用の領収書のコピー
- ・事業に関するチラシ等
- ・募金者へのメッセージ

事業報告書

事業内容、事業の成果

実施日・事業内容・参加者・事業の成果など

収支報告書

収入の部

項目	金額	内 訳
助成金		地域福祉活動事業助成金
自己財源		
利用者負担		
その他の収入		
合 計		

支出の部

項目	金額	積算内訳（なるべく詳細に）
合 計		

※申請事業計画書等の項目名と同一であること

～募金者へのありがとうメッセージ～

(みなさんの活動事業に対する助成金は、共同募金が財源になっています。)

団体名
活動の説明
活動写真等
感謝のことば

※ここに記載する内容はイベント時やパートナーミーティング、ホームページ等でも使用させていただきます。個人のお写真や個人情報を掲載される場合はご注意ください。